

## (2) カントリーレポート

台湾大学教授 謝洋銘

翻訳：青柳由香・星友康（台湾大学法学院法学研究所）

・知的財産権訴訟に関連する紛争解決の司法制度及び行政制度の間の役割の区別。日本においては、知的財産権事件のほとんどは、司法制度によって解決される。他方、中国では、ほとんどの事件が、行政当局によって解決される。台湾におけるそれぞれの制度の役割について。

司法当局は、主として知的財産権訴訟についての責任を負っているが、行政機関は、特許及び商標の有効性についての権限を有している。裁判所における侵害訴訟において、被告が原告の特許の有効性について疑問を抱く場合、被告は、經濟部知的財産権局において、特許の取り消し、又は、商標の無効を申し立てなければならない。当事者が、行政機関による決定を否定する場合、当該当事者は、行政機関において控訴することが可能である。更に行政機関の決定を否認する場合、同当事者は、行政裁判所に対し行政訴訟を提起することができる。行政裁判権は、行政高等裁判所及び行政最高裁判所の二審からなる。

知的財産権に関する司法上及び行政上の救済手段について、以下の通り説明する。

### 1. 特許

特許を例に挙げると、特許法第 84 条の I 及び II によれば、発明特許の侵害の場合には、特許所有者は損害賠償の請求、並びに、侵害の除去、及び、侵害のおそれを予防することを要求することができる。独占的ライセンスも、前段に定める請求又は要求を行なうことができるが、契約に別途の定めがある場合はこの限りではなく、かかる場合においては、契約の規定が優先する。特許所有者は民事裁判所に訴訟を提起することができる。一般的には、特許侵害の場所の民事裁判所が、当該訴訟を担当する。同法第 92 条によれば、裁判所は、専門家による法廷を設置するか、又は、発明特許訴訟の事案を取り扱うために特定の者を任命することができる。司法院は、特許侵害事件において必要となることにしたがって、特定の専門的機関に専門家鑑定業務を遂行させるために指名することができる。発明特許に関する訴訟を取り扱うことを受諾した裁判所は、前段に基づき指名された専門的機関に、必要とするところにしたがって、専門家鑑定業務を遂行させることができる。しかしながら、専門家による鑑定は、裁判所を拘束するものではない。特許法第 108 条及び第 129 条によれば、実用新案特許及び意匠特許についても、同様の適用がある。

実用新案特許の場合については注意を要する。台湾は、2004 年 7 月 1 日、実用新案特許に関する規則を変更した。特許法第 105 条は、実用新案の特許権が取り消された場合、特許所有者は、当該特許の取消し前に当該特許所有者による当該実用新案権の行使により他の者が被った損害について責任を負う。前段に定める場合において、特許所有者による実

用新案特許の行使が、当該実用新案に関連する技術評価報告書の内容に基づき実施されたものである場合、又は、特許所有者により相当な注意をもって行なわれたものである場合には、特許所有者は、実用新案特許権の行使において、一切の過ちを犯していないと推定される。この結果として、台湾においては2004年7月1日以降、実用新案特許に対し、正式の審査が適用されている。

以上に加え、特許侵害に対する制裁について説明することが有益である。特許侵害に対する禁固刑による制裁は、1994年1月21日に削除されたが、罰金刑は存続している。さらに、発明特許に対する全ての制裁は削除されたが、実用新案特許及び意匠特許の侵害に対する制裁はこれから除外された。2003年3月31日付けの特許法の改正によって特許侵害に対する全ての制裁は廃止され、民事訴訟で取り扱われることとなった。

行政機関に関しては、関係当事者は、特許の取り消しの結果として回復可能な正当な利益を有する場合には、特許が失効したか又は事実上消滅した後に無効訴訟を提起することができる（特許法第67条）。次のいずれかの事情がある場合には、意匠特許権は取り消され、特許証は、特許当局が定める期間内に返納しなければならない。無効確認訴訟の開始によって、又は、職権により、返納がなされない場合には、問題となっている特許証の取り消しに関する公告が行なわれる。

1. 意匠が、本法第12条第1項、第109条から第112条まで、第117条、第118条、又は、第122条第3項の規定に違反している場合、
2. 出願人の本国が、中華民国国民によって同国において提出された特許申請を受理しない場合、又は、
3. 意匠特許所有者が、意匠特許の出願を提出する権限を有する者ではない場合。

本法第12条第1項に定める規定、又は、同条同項第3号に定める規定に違反したとする特許を付与された意匠に対する無効確認訴訟は、当該事件の関係当事者のみが起こすことができる。前段に定めるその他の事情に基づく場合、如何なる者も、関係する証拠を添えた無効確認請求を特許当局に提出することができる（特許法第128条）。特許法第73条IIによれば、発明特許の確定的取り消しの効果として、当該特許は最初から存在しなかったものとみなされる。また、特許法第129条は、第73条の規定が、意匠特許に準用されることを定めている。第107条によれば、次のいずれかの事情がある場合、実用新案特許は、取り消され、また、当該特許について発行された特許証は、特許無効の決定を受理した後、特許当局が定める期間内に返納しなければならない。返納されない場合、当該特許証の取り消しにかかる公告が掲載されることとなる。

1. 実用新案特許が本法の第12条第1段落、第93条から第96条、第100条第2段落、第108条により準用される第26条、第108条により準用される第31条の規定に違反していると認定された場合、
2. 特許所有者の本国が、中華民国国民が提出した特許出願を受理しない場合、又は、
3. 実用新案特許所有者が、実用新案特許の出願を提出する権限を有する者以外の者である場合

取り消しは、行政行為であることから、申し立て又は行政訴訟によって無効とすることができる。

## 2. 商標

商標権所有者は、その商標権を侵害する者に対し損害賠償を請求することができ、また、商標権に対する侵害の除去を要請することができる。侵害の可能性がある場合については、当該権利所有者は、その予防を要請することもできる。商標法第 29 条第 2 段落に定める内容を、商標権所有者の同意なしに行なう者は、商標権を侵害したことになる。商標権所有者は、第 61 条第 1 段落の規定に基づき要請する場合、商標を侵害する物品又は侵害に用いられた材料若しくは機器の破壊その他必要な処分を要請することができる（第 61 条）。商標法第 81 条によれば、商標又は団体商標権の所有者の事前の同意なしに、次のいずれかの行為を行なう者は、3 年以下の禁固、拘留、及び、それらに加えて又はそれに替えて、NT\$200,000 以下の罰金の刑に処せられる。

1. 同一の物品又はサービスに登録商標又は団体商標と同一の標識を使用する者
2. 類似の物品又はサービスに登録商標又は団体商標と同一の標識を使用し、関連性のある消費者を混同又は誤解させる可能性を生じさせた者
3. 同一又は類似の物品又はサービスに登録商標又は団体商標に類似した商標を使用し、関連性のある消費者を混同させる可能性を生じさせた者

検察官は、裁判所において違反を非難する責任を負う。

商標の登録が、（商標法）第 23 条第 1 段落、又は、第 59 条第 4 段落の規定に違反する場合、関係当事者又は商標審査官は、当該登録を無効にするよう登録事務所に要請又は照会することができる（商標法第 51 条 I）。商標の登録の後に次の事態が生じた場合には、登録事務所は、職権又は申し立てに基づき、当該登録を取り消すものとする。

1. 商標が、自動的に改変されたか又は追加的な記載によって補完された場合であって、当該商標が、同一又は類似の物品又はサービスに用いられる他の者の登録商標と同一又は類似であることにより、関連する消費者に混同のおそれを生じさせるとき
2. 正当な理由なしに、商標が、登録後 3 年間継続的に使用されていないか又は停止されている場合。但し、ライセンスによって使用されている場合には、これは適用されないものとする。
3. 第 36 条によるところの、適切かつ識別性を有するラベルが、添付されていない場合。但し、登録事務所が処分する前に、識別性を有するラベルを添付することによって混同の可能性がないものについては、上記のものは適用されない。
4. 商標が、当該商標が指定されている物品又はサービスの一般的な標識、名称又は形状となった場合。
5. 商標の実施が、当該商標が指定された物品又はサービスの性質、品質、又は、出処について公衆を誤解させる可能性があるもの、又は、
6. 商標の使用が、裁判所の判決によって、他の者の著作権、特許権その他の権利

を侵害するものであると確定した場合（第 57 条 I）。

第 46 条及び第 54 条にしたがって、商標登録は、審査後、それに対する異議が確定した場合には取り消される。無効が確定した商標の登録は、無効となる。但し、無効の原因が当該無効についての審査の時点において存在しない場合、公衆及び関係当事者の利益を考慮した上当該無効を却下する決定を行なうことができる。上記は全て行政行為である。救済手段は、特許法のものと同様である。最初に、当事者は、經濟部に申し立てを行なうことができ、また、次に、行政高等裁判所及び行政最高裁判所に訴訟を提起することができる。

### 3. 著作権

著作物の著作者は、台湾において 1985 年以来作品を完成した場合著作権を享受する。著作者は、その著作権を登録することは必要ではない。管轄裁判所は、著作権侵害の紛争について責任を負う。

著作権所有者又は版權所有者は、その権利に対する侵害を取り除くよう要請することができる。侵害の可能性がある場合、当該侵害を防止するよう要請することができる（第 84 条）。著作者人格権を侵害する者は、損害賠償の責任を負う。非金銭的な被害の場合、被害当事者は、相当の金額の補償を請求することができる。著作権法第 85 条にしたがって、前段において言及されている侵害物件において、被害当事者は、著作者の名前又は名称の表示、内容の訂正、又は、その評判を回復するために必要な他の適切な措置を要請することができる。第 84 条又は第 85 条第 1 段落にしたがって請求を行なう場合、被害当事者は、侵害行為の結果として作成された物品又は主として侵害行為を行なうために用いられた物品を破壊するかその他必要な処分を行なうことを要請することができる。第 89 条によれば被害当事者は、侵害者が、その費用負担により、新聞又は雑誌に当該侵害に関する判決の全部又は一部を掲載するよう要請することができる。この他にも、制裁が存在する。著作権法第 93 条によれば、第 91 条第 1 段落若しくは第 2 段落、第 91 条の 2、第 92 条、又は、第 93 条に規定する犯罪を業として犯した者は、1 年以上 7 年以下の禁固とし、また、これに加えて、TNS\$300,000 以上、TNS\$3,000,000 以下の罰金に処される（第 94 条 I）。管轄権を有する裁判所は、民事及び刑事の救済措置について責任を負う。

これに加えて、著作権法第 85 条から第 89 条には刑事訴追に関する規定がある。この章に定められている犯罪は、告発のみによって訴追可能なものである。但し、これは、第 91 条第 3 段落、第 91 条の 2 第 3 段落及び第 94 条に定める犯罪にはついては適用されない（第 100 条）。

著作権問題を担当する専門的な機関は、著作権問題を取り扱うために、著作権審査及び和解委員会を設立する（第 82 条）。第 82 条の 2 によれば、調停による和解を得た日から 7 日以内に、著作権問題を担当する専門的な機関は、管轄権を有する裁判所による審査を受けるために書面の調停和解書を提出する。裁判所は、前段に言及する書面の調停和解書を迅速に検討する。法令、公序、若しくは、善良な倫理に反しないか、又は、強制執行が不

可能ではない限り、裁判官は、それ（又は写し）に署名し、その法廷の印を押し、調停和解書を著作権問題を担当する特別の機関に対し、当事者への送達のために返却し、また、独自の記録としてその写しを一部保持する。裁判所が、調停和解書を承認しないことを決定した場合、同裁判所は、その理由を著作権問題を担当する特別の機関に通知する。第 82 条の 3 は、調停和解が裁判所によって承認された後に、全当事者が、調停対象事項に関し、さらなる公的又は私的な訴追又は措置を開始しないことについて規定している。前段において言及する裁判所によって承認された民事の調停和解書は、民事の事件における裁判所の終局的及び上訴不可能な判決と同じ効力を有する。裁判所によって承認された刑事の調停和解書に関しては、対象事項が、一定の金額の支払、又は、これに替わるものであるか担保に関するものである場合には、書面の調停和解書は、執行令状となる。

#### 4. トレードシークレット

トレードシークレットが不正使用された場合、被害当事者は、かかる不正使用を除去するよう要請することができる。不正使用の可能性がある場合、その防止を要請することができる（トレードシークレット法第 11 条）。トレードシークレット法第 12 条 I によれば、故意に又は過失により他の者のトレードシークレットを不正使用した者は、損害賠償について責任を負う。二人又はそれ以上の当事者が共同で不正使用した場合には、かかる当事者は、連帯して責任を負う。

刑事的救済措置に関しては、制裁の規定がないが、これは、トレードシークレットの違反者が、刑事上の責任を負わないことを意味するものではない。トレードシークレットの侵害は、刑法第 316 条に基づく職務上の秘密の開示の要件、商事又は工業取引の開示（刑法第 317 条及び第 318 条）並びに、公正取引法第 36 条の要件を満たすこともある。管轄裁判所は、民事及び刑事の救済手段について責任を負う。

トレードシークレットの保護のための特別の機関は存在しない。特別の行政法によってトレードシークレットを保護することは必要ではない。行政的救済手段に関する特別の規定は存在しない。管轄裁判所が、被害者が、侵害と対決することを支援することができるのである。

知的財産権に関する上記の司法上の訴訟制度に加えて、台湾の司法院は、知的財産権問題に関する民事、刑事及び行政訴訟を担当する知的財産権裁判所を設立することを計画している。知的財産権侵害の事案は、主として刑事手続で処理されている。刑事訴訟が行なわれる一方で原告は追加的な損害賠償請求を提起する。民事の決定と刑事の判決は、それぞれ独立したものであるが、損害賠償請求は、刑事上の判決について言及することが多い。知的財産権に関する行政訴訟及び民事訴訟は、相関的である。この結果、特別の知的財産権裁判所の設置は、司法上の資源の活用の調整のためのみならず、裁判所ごとに意見が異なることを回避するためにも有益である。

・裁判所で執務する裁判官の専門的能力又は特別の技能（例えば、キャリア制度、専門的訓練、技術的技能の補助等）

一般的には、台湾の司法制度における法的教育を理由として、ほとんどの裁判官は、自然科学の背景がない。大学の中には、法学教育機関に、自然科学や技術的な背景をもった学部卒業生を受け入れる法律プログラムや学際的なプログラムがあるところがある。ロースクールの生徒の中には、二つの分野を専攻する者や、他の学科を副専攻する者がある。こうした学生の内、裁判官になるための国家試験に合格した者は、知的財産権侵害事件の処理において有益である。以下において、裁判官のための知的財産権に関する専門的な訓練について紹介する。

### 1. ロースクールにおける法学教育

法律、政治又は行政を専攻して国内又は外国の大学の学位を取得するか、国家公務員及び裁判所書記官試験に合格し3年以上経過した者、又は、司法試験の受験のための資格試験に合格した者で、18歳から55歳までの市民は、国家司法試験を受験することができる。台湾のロースクール又は法学教育機関においては、必修科目又は選択科目として、知的財産権入門、特許法、商標法、著作権法といった知的財産権のコースがある。

### 2. 裁判官のための専門的研修

国家試験の合格から裁判官になるまでの間、裁判官教育のための多数の専門的コースを利用することができる。知的財産権セミナーは、重要なコースの一つである。研修の1ヶ月後には、各種行政機関での一連の実務研修プログラムがある。当然ながら、經濟部知的財産局は、更なる実務的経験を得るための一連の研修のためには望ましい場所である。

### 3. 職業訓練

司法院は、毎年、裁判官のために各種セミナーを定期的実施している。例えば、司法院は、2005年には、行政裁判所への異動を希望する裁判官のために、知的財産権法の教授や専門家を招いてセミナーを開催した。このセミナー・プログラムでは、知的財産権法及びその実務、著作権法、eコマースに関する法的問題、知的財産権の国際的運用及び二国間交渉、ソフトウェアと商業化の特許要件といったものを取り上げられた。また、知的財産局は、裁判官が知的財産法と実務について理解し、また、知的財産に関連する事件を処理するための技能を習得することを支援するために、知的財産権侵害の立証に関する研修セミナーを定期的開催している。

知的財産権の専門家研修をより良いものとするために、知的財産局は、国立台湾大学ロースクールの台湾知的財産権研修アカデミーに、知的財産専門家研修プログラムを担当させている。計画上の中期的目標の一つは、知的財産権侵害についての合理的な認定及び効

果的な救済手段を決定することができるように裁判官の専門的知識を改善することである。台湾知的財産権研修アカデミーは、将来の裁判官に専門的訓練を提供することも可能である。

4. 知的財産権裁判所の裁判官は、将来においては専門的資格をもつことが必要となる。

知的財産権裁判所に関する法案及び知的財産権事件の取り扱いに関する法律によれば、知的財産権裁判所の裁判官は、次の資格のうちの一つを持っていることが必要となる。

- (1) 知的財産権裁判所の裁判官であったことがあること。
- (2) 裁判官又は検察官として2年以上執務したか、裁判官又は検察官として5年以上執務し、また公務員として執務し、合計10年以上執務したことがあること。ただし、特許法、商標法、その他の法と技術に関するものについての専門的訓練を受けなければならない。
- (3) 知的財産権法の弁護士としての8年以上の経歴に加えて豊富な経験を有すること。
- (4) 大学の助教授、準教授又は教授として8年以上の経験を有し、知的財産権法を5年以上講義し、知的財産権法の分野での出版物があること。
- (5) 中央研究院において、準研究員、准研究員又は研究員として8年以上の経験を有し、知的財産権法に関する出版物があること。
- (6) 大学の法律、政治、又は、行政に関する学部を卒業し、公務員であるか、若しくは、公務員であったことがあり、10年以上にわたり、知的財産権に関する審査、申し立て又は法務に関する実務を担当した経験があること。

また、知的財産権裁判所は、裁判官に対し、具体的な法的知識を豊富にするために、専門的な研修を毎年実施すべきである。

知的財産法裁判所法の法案によれば、知的財産法裁判所は、通常の裁判官とは別に技術的審査官を擁することとなる。同審査官は、裁判官の技術的知識を補足することを任務とする。執務上のニーズに基づき、知的財産法裁判所は、技術的審査官としてあらゆる種類の専門家を雇用することができる。また、知的財産法裁判所は、知的財産権又は技術的知識をもった専門家を司法院から借り受けることができる。技術的審査官は、技術の特定、技術的資料の収集及び分析、技術的問題についての意見の表明、並びに、法的手続への参加に関し、裁判官の命令に従わなければならない。

#### ・ 裁判所で執務する弁護士の専門的能力、又は、専門的技能の一般的傾向

弁護士の大半は、台湾の法学部又は法学教育機関を卒業した者であり、厳格な資格試験に合格しなければならない。ロースクールでの通常の法学教育の他に、専門的で長期間に及ぶ知的財産権教育を提供する大学院のコースがあるロースクールは極わずかである。一般的には、残りのほとんどは、中期的及び短期的な専門的訓練の場ということができる。

知的財産権に関する専門的訓練を強化するために、知的財産局は、国立台湾大学の台湾知的財産権研修アカデミーに、知的財産専門家研修プログラムを担当させている。台湾知的財産権研修アカデミーは、2005年には、コースの立案、資料の編集、及び、選抜された教員に対する訓練を実施した。台湾知的財産権訓練アカデミーは、2006年にはより多くの選抜された教員に対する訓練を大学及びいくつかの専門学校に担当させることにしている。より多くの知的財産権専門家を訓練するために、この制度化された研修メカニズムによって、弁護士、特許及び商標の代理人、並びに、請負人に対し、知的財産権の学習プログラムを提供することができるのである。弁護士は、この方法によって知的財産権についての知識をよりよいものとすることができる。

### 1. ロースクールにおける教育

弁護士として従事するための試験を受けるために必要な資格として、法学部を卒業するか、又は、知的財産権法を含む法律科目を20単位分履修して他の学部を卒業することが不可欠である。このため、知的財産権法入門、特許法、商標法、及び、著作権法といった知的財産権の科目は、ロースクール又は大学院において選択科目又は必修科目としてとることができる。

### 2. 弁護士になるための訓練

資格試験に合格後、弁護士になるための訓練プログラムが存在する。知的財産権に関するセミナーがその一つである。

### 3. 弁護士のための高度の訓練

弁護士は、様々な学術機関及び実務組織において随時知的財産権に関するセミナーに参加することができる。法律事務所には、特許代理人があり、このため、弁護士及び特許代理人は、専門的知識及び具体的な手腕について相互に協議し学習することができる。

### **. 裁判所における知的財産権に関する事件のそれぞれの分野ごとの割合：民事事件、刑事事件及び行政事件**

次の統計は、民事、刑事、及び、行政のそれぞれの判決に関するものである。データは2000年1月から2005年10月までのもの。

【表1】民事裁判所での決定

年	著作権	特許	商標	事件総数
2000	23	20	19	62
2001	28	15	14	57
2002	71	49	42	162
2003	127	102	92	321
2004	149	211	122	482
1-10 2005	123	186	114	423
合計	521	583	403	1507

【表2】刑事裁判所での決定

年	著作権	特許	商標	事件総数
2000	1289	127	507	1923
2001	2885	184	651	3720
2002	1655	158	614	2427
2003	1811	201	1083	3095
2004	1175	63	1095	2333
1-10 2005	698	0	857	1555
合計	9513	733	4807	15053

【表3】行政裁判所での決定

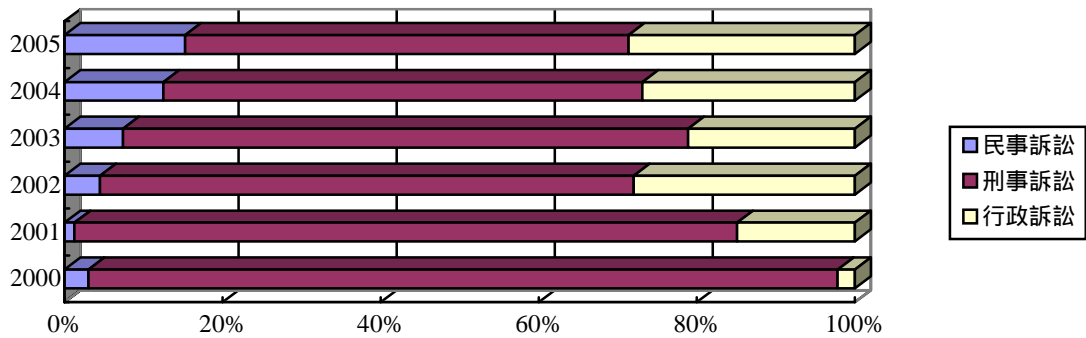
年	著作権	特許	商標
2000	7	37	44
2001	318	343	661
2002	459	547	1006
2003	406	506	912
2004	503	531	1034
1-10 2005	453	341	794
合計	2146	2305	4451

上記を概観するため、知的財産権に関する事件の総数に対する表1から表3までの民事、刑事及び行政訴訟の数の割合をパーセンテージで示した(表4)。

【表4】

年	知的財産権に関する事件の総数	民事訴訟の占める割合 (%)	刑事訴訟の占める割合 (%)	行政訴訟の占める割合 (%)
2000	2,029	3.05	94.78	2.17
2001	4,438	1.28	83.82	14.9
2002	3,595	4.5	67.51	27.99
2003	4,328	7.41	71.51	21.08
2004	3,849	12.52	60.61	26.87
1-10 2005	2,772	15.26	56.1	28.64
Total	21,011	7.17	71.64	21.19

【図1】



上図からは、台湾における知的財産権に関する事件の大半が、刑事事件であり、平均して 71.6%であることが分かる。民事事件は最も少ないが、毎年増加しており、1.28%から 2005 年の 15.26%まで増加した。行政訴訟の占める割合も安定的に上昇している。行政訴訟と比較すると、刑事訴訟の占める割合は減少している。この状況は、特許法において特許侵害に対する制裁が削除されたことによるものである。特許侵害については、民事上の救済措置が適用される。もう一つの理由は、民事及び行政訴訟が、徐々に改善されてきたことである。いずれにせよ、知的財産権に関する訴訟は、本質的に財産に関する法的問題であることから、知的財産権紛争を解決するために制裁を用いることは適切ではない。

### ・ 裁判所における知的財産権の分野別割合

2005 年 10 月までの特許、商標、及び、著作権の事件の総数は、21,011 件である。著作権は 10,034 件、特許は 3,462 件、そして商標は 7,515 件である。それぞれが占める割合は、著作権が 47.76%、特許が 16.47%、商標が 35.77%となっている（図 2 参照）。

【図2】

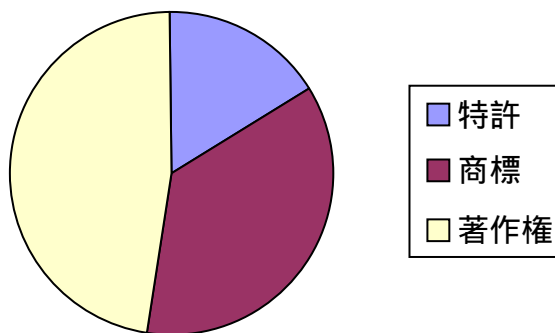


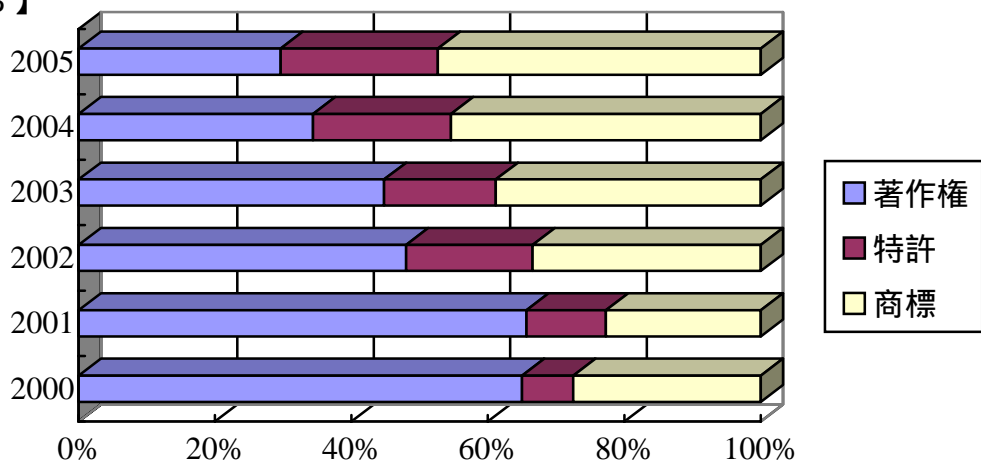
図 2 は、知的財産権訴訟のうち著作権が最も高い割合を占めており、平均で 47.76%となっていることを示している。知的財産権に関する事件のうち半分近くが著作権に関するものである。商標は、35.55%となっており 2 番目に多く、ほぼ 3 分の 1 を占めている。特許は最も少なくわずかに 16.47%である。詳細は表 5 に示した通りである。

【表 5】

年	知的財産権 事件総数	著作権事件が 占める割合 (%)	特許事件が 占める割合 (%)	商標事件が 占める割合 (%)
2000	2,029	64.66	7.59	27.75
2001	4,438	65.64	11.65	22.71
2002	3,595	48.01	18.53	33.46
2003	4,328	44.78	16.38	38.84
2004	3,849	34.40	20.19	45.41
1-10 2005	2,772	29.62	23.05	47.33
合計	21,011	47.76	16.47	35.55

表 5 は、最近 6 年間では、数においては平均的に著作権が最も多いが、減少していることを示している。これとは反対に、特許と商標は、相当上昇中である。次の図はこの傾向を明確に示している。

【図 3】



## ・ IP 訴訟の損害賠償認定方法

### 1. 法律規範中の損害賠償認定方法

台湾における知的財産法の損害賠償の計算方法は、特許法第 85 条・商標法第 63 条・著作権法第 88 条及び営業秘密法第 13 条に明文規定がある。その計算方法は下記の数種に分類されるが、そのうちのいくつかの計算方法は知的財産法全般にわたって規定されているものであり、あるものは各種知的財産権法関連規定の中に特別規定として設けられているものである。以下の 4 種の計算方法は特許、商標、著作権及び営業秘密が侵害された際に適用される：

#### (1) 具体損害計算法：

民法第 216 条権利者が実際に受けた損害及び所失利益を計算基準とし、その損害賠償範囲を決定する方法

(2) 差額法：

被害者が損害を証明できない際に、通常その権利を行使していれば得られたであろう相当利益から被害を受けた後に権利を行使したことにより出る利益の差額を損害賠償額として計算する方法

(3) 総利益法：

侵害人が侵害行為を行うことにより得た利益を請求する方法。侵害人の得た利益から侵害人のコストを差し引いた侵害行為の利益を損害賠償額として計算する方法

(4) 総販売額法：

侵害人がそのコストと必要経費を証明できない場合、侵害行為によって得たすべての収入を利益として計算し、損害賠償額を計算する方法

また、特許権若しくは営業秘密の侵害の場合、その侵害行為が故意の場合には、裁判所は被害者の要請により、その侵害の度合いを酌量し、損害額以上の賠償を認めることができる。但し、すでに証明された損害額の3倍を超えてはならない。商標権の侵害の場合、存在が確認された商標権侵害商品の販売価格の500倍から1500倍の金額を損害賠償額として計算できる。但し、存在が確認された商品の個数が1,500件を超える際にはその総額を賠償金額とする。著作権侵害の場合、被害者が実際の損害額を証明することが難しい場合、裁判所賠償額を酌量してもらう旨の申請を行うことができる。その賠償額は侵害の度合いに応じ、新台幣1万元以上100万元以下となる。侵害行為の度合いが重大な場合に限り、賠償額の上限を500万元とすることができる。

## 2. 実務上の損害賠償認定方法

### (1) 特許権侵害時の損害賠償

台湾の実務では特許権が侵害された際の損害賠償の計算には、昨今の実務関連の結果から判断するに、総利益法が多く採用されている。

台湾高等裁判所93年度上字第1074号判決によると、「長立会社の89年度の生産合計所得利益は5,513,035元であり、平均すると毎月の利益は459,420元である。また、90年度の生産合計所得利益は4,221,958元であり、毎月の平均利益は351,830元であった。このような利益状況から見ると、長立会社が89年12月1日から90年11月4日の期間に係争物である製造機を使用することで得た利益は4,024,644元となる。被上告人が前述した長立会社の生産合計所得利益を根拠として請求した損害賠償額3,611,317元は長立会社の生産合計所得利益を超えていないため、その請求は許されるべきである。」

台湾高等裁判所台中分院88年上字第218号も同じく総利益法を採用している：「本件の被上訴人はすでに販売額199元よりコスト65元を差し引いた134元を被害額として計算しているため、134元×4,800組をその被害額とする。」

但し、まれに裁判所が「差額法」を採用する場合がある。たとえば台湾高等法院94年度智上易字第3号は「その計算結果によると、損害額は、上訴人が90年に係争特許権を行使することで得られたであろう通常利益から、侵害を受けた後の91年に係争特許権を行使

することで得られた利益との差額 2,832,251 元に前述の純利益率 7%を掛けた結果、得られた金額 198,258 元となり、本院の見解を逸脱したものではない。」

## (2) 商標権侵害時の損害賠償

台湾司法実務では商標権の侵害による損害賠償の認定は、下記判例にもあるように、所受損害と所失利益の判断が難しいため、存在が確認された侵害商品数量が 1,500 件に満たない場合若しくはそれに近い数量である場合は、多くの場合販売価格の数倍を賠償額とする計算方法で損害賠償額を決定している。すなわち販売価格と侵害商品の数量の積を賠償額と計算している。以下の判決などでこの計算方式がとられている。

最高裁判所 93 年度台上字第 5 号「商標専用権人がその商標専用権を侵害したものに対して損害賠償を請求する際の計算方法は商標権の侵害が確認された商品の販売価格の 500 倍から 1,500 倍を基準としなければならないが、原審ではその販売価格を明確に調査せずに、被上訴人の販売価格のみを損害賠償を計算する根拠としている。そのような計算方法は許されないと考える。」

最高裁判所民事裁判 91 年台上字第 1949 号「布の輸出価格は毎単位毎に 1.7 元であるが、係争物は輸出される前にその存在が発見された。もし輸出されたとしてもその利益はわずか 4%に過ぎないため、上訴人の要求する損害は販売単価の 700 倍として計算することは適当である。発見時の現場写真を見る限り、係争物は 25 単位を 1 巻きとして包装し、輸出を待っていたことから、本件の販売単価は 1 巻きを一単位としていたことがわかる。したがって、上訴人の請求する販売価格の 700 倍とは 1,042,738 元であることは明白である。」

最高裁判所 89 年台上字第 521 号「慶威会社の販売する前述の商品の数量の多くが西雅公司国際的に知名な商標であったことを考慮すると、西雅会社が商標法第 66 条第 3 款の規定により販売価格の 1,500 倍、87,000 米ドル及びその法定延滞利子ならびに公司法第 23 条の規定により慶威公司らに連帯責任を負わせることは法的根拠に基づくものである。」

最高裁判所 84 年台上字第 2008 号「上訴人らは共同で被上訴人の商標と図案を使用し「風邪シロップ」を 360 瓶製作したことで、被上訴人の商標専用権を侵害したことは原審の認定の通りである。発見された商品が 1,500 瓶に満たないため、発見された商品の販売価格 1 瓶 12 元の 500 倍から 1,500 倍すなわち 6,000 元から 18,000 元を損害賠償額とする。」

台湾では商標権の授権権利金を基にした計算方式は規定されていないが、実務上では権利金の金額を酌量して賠償金額の参考としている例もある。たとえば 86 年重上字第 273 号曰く：「どのような方式で商標専用権を侵害している商品の生産量を知ったとしても、証拠さえあればそれを基に損害額の計算が可能である。上訴人は該項第一款前段を商標の権利金を基に計算することを主張した。たしかに、権利金と該款前段に規定されている民法第 216 条の所受損害及び所失利益とは違いが見受けられるが、それはこのような計算方法が損害額の計算方法の参考となることを妨げるわけではない。」

### (3) 著作権侵害時の損害賠償

司法実務上、著作権侵害の損害額の多くはその認定が困難であり、原告は実際の損害若しくは被告の得た利益を挙証することが難しい。多くの裁判所では当事者の要求を総合的に判断・酌量し、この要素を基に賠償額を確定している。

台湾高等裁判所 94 年度智上易字第 8 号「上訴人の主張する著作権とは車の部品を撮影したものである（原判決図 1 参照）それは高度な「原創性」をもっている。被上訴人は勝訴人の撮影した著作物を再度撮影し、白黒写真として広告に使用しただけなので、被上訴人の本件著作権侵害行為の程度はそれほど重大ではないと判断する。原審では、被上訴人は故意に本件上訴人の著作権を侵害したが、その侵害行為の方式・侵害時間・目的及び広告作成の際に労力と費用を削減したことによる被上訴人の所得・利益等の状況から被上訴人は上訴人に対して 40 万元の損害賠償を支払うと判断しているが、それは妥当であると考えよ。」

台湾高等裁判所 93 年度智上字第 8 号「しかし、被上訴人の受けた損害はその計算が難しく、上訴人の 2 度にわたる複製行為と市場価格の如何だけで認定できるものではない。原審は上訴人の複製回数・時間・行為及び被上訴人の受けた損害などを考慮し、被上訴人は著作毎に上訴人に 50 万元ずつ請求できると判断した。すなわち上訴人は被上訴人に対して 5 種のプログラム分の賠償額 250 万元と起訴状送達の日、92 年 4 月 16 日より支払い終了日までの間の利子（年利 5%）を請求できよ。」

台湾高等裁判所 93 年度智上字第 22 号「両者が主張する損害額には大きな差がある。被上訴人がどのくらいの広告を印刷し、どの程度の利益を得たのかを上訴人が証明するのは難しい。上訴人がその損害額を証明することが難しいのであれば、著作権法第 88 条第 2 項の規定による損害証明ができないことになり、同条第 3 項の規定により裁判所に損害額を酌量させることができる。本院は被上訴人の侵害期間が数ヶ月にわたり、且つ印刷された広告が数万枚に達することに鑑み、勝訴人が請求する損害賠償額 50 万元は高すぎるため、20 万元が適当と判断するよ。」

台湾高等裁判所花蓮分院 90 年訴字第 5 号「原告は他者との契約書（一度の購買で 5 組 36 万元）中の金額をその損害賠償額と計算しているが、被告が原告の著作権を侵害したのは前述した二曲だけであり、原告と他者との契約を基準としてその損害額を計算することは難しい。原告の実際の損害額は証明が難しいが、本院は被告の侵害の状況・両者の経済能力・社会地位など一切の状況をから被告の賠償額は 5 万元が適当と判断するよ。」

台湾高等裁判所花蓮分院 90 年訴字第 1 号「被告等の侵害状況から判断するに、原告の要求額である 100 万元の賠償額は高額すぎると判断せざるを得ず、18 万元が適当な額だと判断するよ。」

台湾高等裁判所民事判決 89 年上易字第 153 号「被上訴人がその実際の損害を証明できないばかりか、上訴人の侵害状況が重大であることを誇称する事しかできていない。上訴人が被上訴人の著作物を複製するにあたって、大量の誤字・脱字が見受けられ、その内容は被上訴人の著作物より明らかに劣ることを考えると、被上訴人の著作権侵害の程度は低く見なければならない。本院は被上訴人の請求は 50 万元が適当と考える。」

台湾高等裁判所民事判決 87 年訴字第 286 号「原告は被告の侵害行為による実際の所受損害・所失利益の額を証明できていないばかりか、被告の得た利益の額も証明できていない。被告は専門学校卒業後、徴兵へ入る前のアルバイト感覚で少しの利益を得る動機で侵害行為を行ったが、販売後三日目には警察にその行為を発見されたため、原告の得た損害は大きなものではない。さらに被告はその後反省の態度を見せているため、賠償額は 8 万元が適当と考える。」

#### (4) 営業秘密侵害時の損害賠償

わが国の実務上の見解は多くが総利益説を採用している。たとえば：台湾高等裁判所民事判決 87 年上更(一)字第 435 号「被上訴人が同意書の内容に違反し、上訴人の会社での業務と同様の業務についたため、上訴人は 6 台のデジタルテレフォンボイスシステムの販売機会を逸した。そのため、每台毎に 40%を損害額とし、被上訴人に対して損害賠償を請求することは問題がない。上訴人は每台 50 万元(実際の販売額以下)を販売額とし、被上訴人が同意書に違反し、統一証券の顧客を連れ去ったため、上訴人が販売の機会を逸したデジタルテレフォンボイスシステム 6 台分の利益 120 万元 ( $500000 \times 6 \text{ 台} \times 0.4 = 1200000$ ) を損害として計算することは許されるべきである。」

但し、コストと必要経費の証明が難しい場合は総販売額説が損害賠償額の計算基準となる。たとえば：最高裁判所 86 年台上字第 1705 号「侵害人、すなわち上訴人がコストと必要経費を証明できない場合、上訴人が侵害行為によって得た利益を被上訴人の損害として計算する。響鈴会社が秘密を漏らし、係争機器を模造・販売した後、模造品の営業額は飛躍的に伸びた。このことから響鈴会社が秘密を漏らした後の営業額の増加に伴う利益の増加と被上訴人が営業秘密を漏らされ、同業者の競争により得た損害との間には因果関係が認められる。したがって、毎年の模造品の営業額を基準として損害額を計算することができる。」

故意に営業秘密を侵害したケースでは、被害者が 3 倍の損害賠償を請求した場合、最高裁判所は 93 年度台上字第 560 号の判決で、当事者双方の経済力・営業秘密の侵害程度など一切の状況から判断し：「原審ではこれらの要素を判断しておらず、知的財産権を尊重し、これを保障するとした上で、上訴人楊秀原が被上訴人の会社を離職してまもなく本来秘密にしなければならない営業秘密を上訴人である卡文会社に漏らし、被上訴人の会社と同等のプラスチック成型機械を製作し、比較的安価な価格で被上訴人の顧客に販売したことにより被上訴人の会社に損害を与えたと判断し、上訴人に対し被上訴人の請求する損害額の 3 倍、すなわち 480 万元の支払命令を出したことは判断基準が甘すぎるといわざるを得ない。」

## ・ IP の有効如何に対する司法管轄権限

以下に各種知的財産権の有効性の認定を説明する。

### 1. 特許権の有効性の認定

特許権の有効性については行政機関（知的財産局）が先ず処理をし、不服がある場合は司法プロセスにより判断する（行政裁判所）。詳しくは、知的財産局が告発案と取り消し案を審査する。それらの行政決定は行政処分であるため不服がある場合には行政救済が可能で、經濟部に訴願を提出できる。訴願決定にも不服がある場合に限り司法プロセスに進み、行政裁判所に取り消しを求める裁判を提訴する（行政訴訟法第4条第1項）。もし当事者が取り消しを求める訴訟を提起した場合、行政裁判所は「取り消し案」の行政処分を取り消すかどうかに対して判断する。判決で取り消しを言い渡された場合でも、知的財産局は再度要件を審査し決定を下す。たとえば台北高等行政裁判所92年訴字4417号の判決中、裁判所は知的財産局の行政決定を取り消した。

また、特許権侵害訴訟案件は一般の裁判所が管轄する。もし被告が原告の特許権の有効性に疑いがあると感じた場合は知的財産局に告発若しくは該当特許権の取り消しを申し出ることができる。この場合、告発案・取り消し案が確定するまで、裁判所は審判を停止することができる（特許法第90条第1項）。これは特許権の訴訟の場合、係争特許権が告発若しくは取り消しの申し出をされたことにより、結果として特許権が権利発効時まで遡及し効力を失ってしまうため、訴訟の結果を左右する大きな鍵になるからである。したがって、司法機関は職権により訴訟プロセスを停止することで訴訟資源を有効に使用することのほか、行政機関と司法機関の判断が衝突することを未然に防ぐことができる。たとえば台北地方裁判所92年度智字第84号民事判決では、告発・取り消し案が成立し、原告の特許権が遡及し消滅した為、裁判所は原告の訴えを差し戻した。

### 2. 商標権の有効性の認定

商標権の有効性については行政機関（知的財産局）が先ず処理をし、不服がある場合は司法プロセスにより判断する（行政裁判所）。詳しくは、知的財産局が評定案を審査する。それらはすべて行政決定であり、行政処分であるため不服があれば經濟部に訴願を提起することで行政救済を提起できる。訴願の結果に不服がある場合に限り司法プロセスに進み、行政裁判所に取り消しを求める訴訟を提訴できる（行政訴訟法第4条第1項）。もし当事者が取り消しを求める訴訟を提起した場合、行政裁判所は「取り消し案」の行政処分を取り消すかどうかに対して判断する。判決で取り消しを言い渡された場合でも、知的財産局は再度要件を審査し決定を下す。たとえば台北高等行政裁判所92年訴字4417号の判決中、裁判所は知的財産局の行政決定を取り消した。

商標侵害訴訟案は一般裁判所の管轄なので、被告が原告の商標の有効性を疑う場合は知的財産局に対して該当商標の無効を評定することを要求できる。評定が確定するまで、裁判所は審判を停止することができる。（商標法第49条）

### 3. 著作権の有効性の認定

わが国の著作権法は「創作保護主義」を採っているため、著作権法の保護要件を備えていれば著作が完成すると同時に登録などのプロセスを経ずに著作人は著作権を得る。訴訟過程において、当事者が、著作が著作権法の保護要件を満たしているかどうか疑いを持つ場合には、裁判所が具体的に個別案件として認定する。この点は特許権・商標権と違う点である。

### 4. 営業秘密の有効性の認定

営業秘密が侵害された際には営業秘密法の規定により、被害者は民事救済による保護のみを受けられる。刑事責任に関しては、営業秘密法にはなんらの規定もなく、刑法及び公平取引法の規定による。訴訟中に係争営業秘密が営業秘密の保護要件を満たしているかの判断は裁判所が具体的に個別の案件として審査を行い、保護要件を満たしていると判断した場合、営業秘密を侵害しているかどうかの判断を再度行う。すなわち、裁判所は営業秘密の認定に対する最終権限を持っている。台湾台北地方裁判所 94 年度勞訴字第 21 号民事判決中、裁判所は原告の主張する営業秘密を営業秘密ではないと認定し、営業秘密の保護を受けないと判断した。

## ・商標近似性の判断方法

台湾で商標業務を主管する知的財産局が 2004 年に発表した「混淆・誤認の疑い」審査基準は商標が相似・近似しているかどうか、商品が相当・類似しているかの判断基準となっている。該当基準の中で、知的財産局は：「本法修正後の多くの条文は混淆・誤認の疑いと商標の近似及び商品/サービスの類似を並列している。しかし、本当の意味で商標衝突の主要的な原因として最終的に判断基準としなければならないのは、消費者が混淆・誤認をしていないかどうかである。商標の近似及び商品/サービスの類似は混淆・誤認の疑いを判断する際の 2 つの参考要素でしかない」としている。知的財産局は 2 つの商標間で混淆・誤認の疑いがないかを判断するには、以下の 8 項目の要素を参考にすべきとしている。これらの要素は総合的に判断し、最終的には混淆・誤認の疑いは市場交易の実際状況に照らし合わせなければならない：

- (1) 商標識別性の強弱
- (2) 商標が近似していないか、またその程度はどうか
- (3) 商品/サービスは類似していないか、またその程度はどうか
- (4) 先権利者の多角化経営の状況
- (5) 実際の混淆・誤認の事情
- (6) 消費者の各商標に対する熟悉程度
- (7) 係争商標申請人は善意かどうか
- (8) その他の混淆・誤認の要素

商標の近似性の判断は、消費者に混淆・誤認の疑いがあるかどうかの判断要素のひとつである。この基準によると、商標の近似の意義は二つの商標が全体として相近している印

象を与えるかどうかを見ている。また、これらは消費者の立場から判断するとし、普通の知識と経験を持つ消費者が購買時に通常の注意能力を用いて判断することを基準としている。また、商標自身に近似性があるかどうかは外観・読み方・観念及び類型上の近似などにより判断する。さらに商標図案全体を観察し、異なるときと時間で隔離観察を行うことを原則としている。

近年の司法実務でも同様の意見が採用されている。すなわち、商標の近似を判断するには、商標自体の外観・読み方・観念などを基準として判断する。但し、商標そのものの外観・読み方・観念などの近似がそのまま商標全体の近似とは判断されず、総合観察による最終的な判断が必要である。特に、同時に対比観察するのではなく、異なる時と場所で隔離された観察を行い、全体の印象を判断することは原則として必要である。

裁判所の事例では「外観の近似」に関しては最高行政裁判所に近年若干の案件があり、すべて商標の隔離観察による総合判断を行っている。たとえば93年判字第979号：「両者の文字配列及び書式方式は相同しているうえ、異なる時と場所で隔離観察を行い購買を行う際に消費者に混淆・誤認を与える疑いがあるため、近似している商標と判断できる」。また、92年判字第318号では「二者は共に英語で「BUD」とあるが……しかし、両者の文字の長さには差異があり；……その後各自はおのおの違った文字につながっており、書式形態も明らかに違うものであり、読み方も大きく異なるため、混淆の疑いはないと判断する」、さらに、最高行政裁判所90年判字第296号「係争商標の図案の図形……と異議の商標間では……全体の設計衣装が人に与える印象が明らかに異なり、概観・観念なども同様に異なる」、93年判字第684号「前者は英文を特殊図案化設計しており、外観上はその文字が識別できないため読めない。後者は『Picasso』と明確にその印刷自体を読み取れ、且つ読むことができる。両者の外観・構図・意匠・設計方式及び概念はすべて一般消費者の印象中で異なるものとなっており、読み方にも明らかな際が認められる。さらに、両者は『臉譜圖』及び『畢卡索』と中国語上の識別も可能で異なる時間と場所における隔離観察による客観的な判断で一般消費者に両者が同一の商品をあらわしていることを連想・誤認させる疑いはない。よって両者は近似する商標とはいえない」。「読み方の近似」に関しては、最高行政裁判所裁判93年判字第942号「『corhea』と『酷魚』の発音と鱷魚の閩南語発音は近似している。また、商標の地域性を鑑みると、商標の近似の判断にはその商標が実際に使用されている地域の一般消費者が混同・誤認する可能性があるかを判断するべきである」。

商標が近似しているかどうかを観察する方法に至っては、過去の実務上は主要部分比較法を採用していたが、近年それは全体観察方式の補助として用いられるようになっている。つまり、主要部分比較法を採用することで他の観察方法を採用していないわけではなく、両者は補助しあっており、主要部分比較法が全体観察の判断結果を補助していると考える。たとえば最高行政裁判所裁判91年判字第523号では「本院の判例は商標図案が近似しているかどうかの対比は主要部分をその主なものとして判断するとしているが、それは主要部分の比較は全体観察の正確な結果の一種の方法であるという意味であり、商標図案の近似の判断が主要部分の比較だけで行われ、全体観察が軽視されるとの意味ではない。商標中の特定部分が一般人の注意を引きやすく、且つその部分の存在により商標の識別効力が強化されている場合は、該当部分（主要部分）を比較観察する必要があるが、それはあくま

で全体観察の正確な結果を得るためのひとつの方法に過ぎず、特定部分の相同若しくは近似がそのまま該当商標の近似を判断するものではない。最高行政裁判所裁判 93 年判字第 1276 号は全体観察の重要性を強調している：「商標の近似を判断するには商標全体の観察が必要である。しかし、全体観察の結果、もし主要部分に関して近似していることが確認された場合、その他の部分の外観が異なっていたとしても近似性のない商標とは判断されがたい。本院 31 年判字第 4 号判例の意思と全体観察の原則は補助関係にあり、関係ないものではない。」

## ・ IP 保護と関連する注意すべき判決及び法案など

### 1. 著作権法

#### (1) 注意すべき判決：ネット上の著作権・P2P に関する判決

最近台湾で注意すべき著作権関連の判決は、ネットの利用者が、関連業者の提供する P2P ソフトウェアを使用し、デジタル音楽をダウンロードする事に関して出された判決で、一つは Ezpeer 案 (92 年訴字第 728 号)、もう一つは Kuro 案 (92 年訴字第 2146 号) である。この二つの判決は共に地方裁判所における刑事裁判の判決であるが、P2P 業者が台湾の著作権法に違反しているかどうかの判断に対して違った見解を示している。Ezpeer 案では、裁判所は P2P システムの提供者は利用者が違法にファイルを転送していることに対する認識はないため著作権法に違反していないとし、無罪判決を言い渡した。しかし Kuro 案では P2P システムそのものは違法に音楽ファイルを検索しダウンロードすることを目的としており、業者はそのような使用方法に対して技術的な制限を設けなかったため、会員が違法行為を行うことに対する認識があると判断し、P2P 提供業者は著作権侵害の幫助犯、ダウンロードを行った P2P 利用者も著作権侵害に関する構成要件を満たしたと判断された。

同じく P2P の案件で両者の判決はまったく異なった結果となっている。この事から、台湾の裁判所が P2P 関連の案件に対する判断に一致した見解を持っていないことがわかる。前述の 2 案はまだ確定した判決ではないため、今後、高等裁判所の判断が期待される。

#### (2) 注意すべき法案：原住民族伝統的創作保護条例草案

「原住民族伝統的創作保護条例」法案は 2005 年 2 月に行政院を通過し、立法院での審議に入った。該当法案の趣旨は文化の多様性を保護することによって、台湾の原住民族の権益を保護すると同時に、国際間で原住民族の保護が重視される傾向にあることにも符合している。法案は計 23 条から成り立っており、主な内容としては原住民の知的・創作の定義・保護範囲・権利取得の方法・権利に対する制限及び権利が侵害された際の救済方法などがある。

### 2. 特許法

#### (1) 注意すべき事件：克流感 (日本名：タミフル) 強制授権処分・CD-R 関連判決

台湾知的財産局は 2005 年 12 月 8 日に鳥インフルエンザに効果があるとされるタミフルの強制授権処分を下した。知的財産局は台湾特許法 76 条 1 項の規定により防疫に対する必

要性から行政衛生局の申請を受け入れ、衛生局にタミフルを製造する特別許可を与えた。しかし、被授權人の権利を保護するため、特別許可の内容には若干の制限が加えられており、且つ行政院衛生局に、被授權者に対して補助金を支払うことを要求している。本案件の特殊な点は、鳥インフルエンザの流行に関して、世界で初の特別授權方式を用いタミフル製造したことである。

92年訴字908、1132、1214号判決は特許法と競争法の境界問題である。CD-R製造者各自がCD-R製造に欠かせない技術を持ち合うことで技術をパテント・プールすることは、台湾公平交易法第7、14条にいう連合行為にあたるかどうかに対して、行政院（公平交易委員会）と裁判所の間で意見が分かれている。裁判所は、業者間でパテント・プールを行うことは公平交易法7、14条の連合行為に当たらないため、行政機関の許可を得ずとも行うことができるとし、判決理由の中で、業者間で特許を持ち合っている技術は代替性がない。したがって、そもそも同一段階の水平的競争事業ではないため、連合行為を行う主体性がない。と判断している。この件から、裁判所は行政機関がパテント・プールを連合行為として原則的に禁止し、例外許可を行う厳格な管理体制に不賛成なことがわかる。

#### （2）注意すべき法案：特許師法、專家參審試行條例

「特許師法」法案は2005年12月に行政院を通過し、立法院での審議に入った。この法案の趣旨は特許師を専門職として人員の管理機能を確立することで台湾の知識経済・関連産業の発展と、知的財産権保護に関する環境を促進させることにある。法案は計40条から成り立っており、主な内容としては特許師の資格要件・執業要件及び管理・監督方式などがある。

「特許師法」法案と似ているものとして、「專家參審試行條例」もまた専門技術人材の知識を尊重し知的財産権の保護を促進するための立法である。該当法案は司法院が2004年8月に公告したもので、その主旨は専門知識を持つ人員に裁判官と共に民事・刑事・行政訴訟の裁判に参加してもらうことで訴訟を迅速に解決できるというものである。法案は計45条から成り立っているが、第3条から第5条の規定には特許・商標・著作権関連の案件に関しては、当事者は専門家を参審官として裁判の審理・裁判内容の作成に参加することを裁判所に申請することができるとしている。

### 3. 商標法・營業秘密法

#### （1）注意すべき事件：司法院大官第594号解釋

司法院大官第594号解釋の中で大法官は、商標権を不法に使用することで他者に侵害を与えたものに対して刑事罰を与えることは商標権利人の権益を保護し、消費者の利益及び市場の秩序を守るためのものであるため、台湾憲法第23条の比例原則の規定に違反しているとはいえないとしている。司法院大法官が無体財産権に対して行った解釋は2005年12月までに10件しかなく、第594号解釋はもっとも最新の解釋である。

#### （2）今後の法修正の動向

台湾商標法は2003年に修正されたが、重要な修正として、商標の保護範囲が拡大され、単一の色・音・立体形状も商標として登録できるようになった。保護要件に関する

規定がゆるくなり、申請に当たって、自己の「営業」を表現すること及び「使用する意思」の必要がなくなった。商標法上の使用の定義が拡張され、商標の使用形態が科学技術の発展についていけない現状を解決することを試みた。

営業秘密の保護に関しては、台湾のように独立した営業秘密法を制定している国は少なく、また該当法には刑事責任に関する規定がない。知的財産局は次回の法修正の際に刑事責任を追加する準備をしている。

## X．日本企業もしくは個人がわが国の IP 訴訟の利害関係者になった場合の注意点

### 1．訴訟法上の注意点

(1) 外国人・法人(認可を得ているかに限らない)は台湾における IP 訴訟の訴訟主体になりうる。

台湾特許法 91 条・著作権法 102 条・商標法 70 条の規定により、台湾政府の認可を受けていない外国法人も訴訟を提起することができる。また、外国人もしくは認可を受けている外国法人に関しては、民事訴訟に関しては台湾には国際民事訴訟法が無いが、多数意見及び法実務では民法総則施行法 2・12 条・民事訴訟法 40 条の規定により外国人・認可を受けた外国法人には権利能力および訴訟当事者能力があると判断している。行政訴訟法では、行政訴訟法 22 条の規定により、訴訟当事者能力があると判断している。刑事訴訟法中は法理上、当事者能力の討論は必要ないが、刑法 3 条から 8 条の条件に符合する場合、外国人もまた刑事訴訟の被告となる。

(2) 普通裁判所もしくは行政裁判所へ提訴しなければならないことに注意する。

現行の台湾 IP 関連訴訟制度によると、民事・刑事責任の部分に関しては普通裁判所が審理し、特許権もしくは商標権の有効性に疑いがある場合には知的財産局に対して特許の取り消しを検挙、もしくは商標の無効を申請することができる。知的財産局の処分不服な場合、訴願後行政裁判所に行政救済訴訟を提起することができる。

(3) 民事訴訟法上では「集中審理」制度と「第三審律師(弁護士)強制代理」制度に注目する。

民事訴訟に関しては、台湾の学会では最近集中審理主義による訴訟の迅速な進行が唱えられており、台湾司法院は 2002 年 11 月 27 日に「民事訴訟集中審理程序参考要点」を發布した。中でも審理の進行に大きな影響があるものとしては、裁判所が起訴状・答弁書を受け取った後、過去のようにすぐに審理を開始することは無く、原告・被告間で何度かの訴状の交換を行い論争となる点を明確にした後に開廷・審議するというものがある。また、弁護士の雇用に関しても 2000 年・2003 年の民事訴訟法の改定で、68 条及び 466-1 条の規定により民事訴訟の第一・二審に関しても裁判長の許可が無い場合には弁護士を訴訟代理人とする事とし、第三審に関しては強制的に弁護士が代理人となるものとしている。

(4) 刑事訴訟法中の「交互詰問」・「証拠保全」・「自訴の律師(弁護士)強制代理」に注目する。

台湾では特許法中の特許侵害に対する刑事責任を廃除したため、商標権と著作権に関してのみ刑事訴訟法が適応される余地がある。刑事訴訟法は 2003 年の改定後、たとえば 166

条以下の交互詰問の条文において、アメリカのような当事者進行主義を採用した。また、219-1 条以下では証拠保全プロセスを採用し、利害関係者が検察官もしくは裁判所に証拠保全を申請できるようになった。その他、弁護士の雇用に関しては自訴案件が 319 条 2 項の規定により強制弁護士代理制度を採用した。

( 5 ) 行政訴訟上での「二級二審制」と「取消し訴訟の訴願前置主義」に注意する。

行政訴訟に関しては、台湾行政裁判所が二級二審制を採用していることに注目する。知的財産局の特許・商標に対する差し戻しなどに対しては、当事者は訴願法 1 条・行政訴訟法 4 条に基づいて、その取消しを訴願・訴訟できる。行政訴訟法 4 条の規定によると、取消し訴訟の提起は訴願前置主義を採用しているため、当事者は經濟部訴願審議委員会に訴願を提起し、訴願委員会がその訴願を差し戻したかもしくは一定期間内に何らかの決定を下さない場合に限り、台湾高等行政裁判所に取り消し訴訟を提起することができる。

## 2. 実体法上の注意点：

台湾が 2002 年 1 月 1 日付で WTO に加入したことにより、日本と同じ WTO 加入国として関連法案では TRIPs 協定第 3 条の国民待遇の精神を原則として採用している。このことは台湾著作権法第 4 条・特許法第 4・27 条・商標法第 3・4 条・営業秘密法第 15 条などの規定から知ることができる。

( 1 ) 台湾が WTO に加入する以前に完成されていた日本国民の著作で旧台湾著作権法の保護を受けていなかったものに関しては、新台湾著作権法第 106-1 条から 106-3 条の遡及効果と過度期間に関する規定に注目する：

著作権に関しては、台湾が WTO に加入する以前の日本国民の著作に関しては、台湾・日本両国間での互惠協定が存在しなかったため、台湾著作権法第 4 条 1 款の規定により、同等の状況下において日本が台湾人民の著作権を保護し、且つ該当著作が台湾で初めて発表されたか、もしくは台湾以外の地域で初めて発表されてから 30 日以内に台湾で発表されたものに限り、著作権法の保護を受けていた。

台湾が WTO に加入した後の規定では、台湾が WTO に加入した後に日本国民の著作が完成したものに関しては、著作権法第 4 条 2 款の互惠原則に関する規定により、著作権が保護される。また台湾が WTO に加入する以前に完成していた日本国民の著作に関しても、著作権法第 106-1 条から第 106-3 条の規定により遡及保護と過度期間の規定を設けている。その規定によれば、旧著作権法で著作権が認められていなかった著作に関しても、日本での保護期間が過ぎておらず、且つ台湾の法定保護期間内のものに限り著作権法の保護を受けるものとしている。

( 2 ) 日本国民が台湾で特許国際優先権を主張したい場合には 1996 年 2 月 1 日後、商標国際優先権は 2002 年 1 月 1 日後のものとし、且つ優先権期間に注意する。

特許に関しては、WTO 加入以前に台湾と日本の政府間で特許優先権に関する書簡が交わされていたため、日本国民が 1996 年 2 月 1 日以後に日本の特許庁に対して初めて提出した合法的な特許申請・実用新案もしくは意匠登録すべてに対して台湾で優先権を主張できた。しかし、商標権に関しては、台湾と日本の間で特許権のような相互認証に対する協議が行われていなかったため、台湾が WTO に加入した後 (2002 年 1 月 1 日以後) に、日本国民が日本の特許庁に対して初めて提出した合法的な商標登録に対しては台湾で商標優先権を主

張できる。申請時には優先期間に関する規定に注意しなければならない。台湾特許法第 27 条・第 108 条・第 129 条 2 項の規定により、発明・新型に関する優先権期間は初めての申請日より 12 ヶ月、新様式に関しては 6 ヶ月、商標案の申請に関しては台湾商標法第 4 条の規定により、その優先権期間は始めて申請した日より 6 ヶ月以内となっている。

以上